

身体的拘束等の適正化のための指針

合同会社しずない介護サービス

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体的拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体的拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢をもつ。

2. 身体的拘束等適正化検討委員会に関する事項

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置の目的

介護保険制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される利用者のQOL（生活の質）を損なう危険性があるため、利用者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的として、身体的拘束等適正化検討委員会を設置する。

尚、身体的拘束等適正化検討委員会は、運営推進会議と一体的に設置・運営し、第三者を交えた構成とする。

(2) 身体的拘束等適正化検討委員会の活動内容

- ① 身体的拘束等の適正化について事業所全体で情報共有し、再発防止に努

める。

- ② 規定の様式により報告された事例を集計し、分析する。
- ③ 事例の分析にあたっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果などを取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ④ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- ⑤ 適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

(3) 身体的拘束等適正化検討委員会の構成

身体的拘束等適正化検討委員会の構成は、次の職にあるものや関係者で構成する。

- ・総合施設長
- ・統括管理者
- ・管理者
- ・介護長
- ・介護職員
- ・利用者家族
- ・市町村職員または地域包括支援センター職員
- ・地域住民の代表者（自治会長、民生委員児童委員、老人会代表等）
- ・その他、必要と思われる職にあるものを加えることができる。

(4) 身体的拘束等適正化検討委員会の議長

この身体的拘束等適正化検討委員会の議長は、総合施設長とし、議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

(5) 身体的拘束等適正化検討委員会の開催

身体的拘束等適正化検討委員会の開催は、定期委員会及び臨時委員会とする。

- ・定期委員会は、原則3カ月毎に開催するものとする。
- ・臨時委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。

(6) 身体的拘束等適正化検討委員会の庶務

身体的拘束等適正化検討委員会の庶務は、管理者が行う。

(7) その他

身体的拘束等適正化検討委員会の運営に関し、定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、議長が別に定める。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、事故防止と合わせてリスクマネジメントとしての職員教育を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新規採用者に対する研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の以下の手順に従って報告する。

- ① やむを得ず身体拘束を行う場合は、規定の様式にて利用者・家族に説明と同意を得た上で、管理者・統括管理者、総合施設長に報告を行う。
- ② 身体拘束の報告事例は、身体的拘束等適正化検討委員会にかけ、その適正性や拘束解除に向けた適正化策等を検討する。
- ③ 検討した結果を事業所内の職員に周知徹底し、身体拘束の適正化に努める。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、管理者・介護職員を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性、の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組み、適正化の検討を早急に行い、実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説

明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、規定の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、身体的拘束等適正化検討委員会等で拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存とし、行政担当部署の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者・家族等に報告する。

6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、事業所内の見やすい場所に保管し、いつでも自由に閲覧することができる。

7、その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供するためには、サービス提供に係る職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・人材不足を理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・事故発生時の責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

附則

この指針は、平成30年3月15日より施行する。

身体的拘束等適正化検討委員会設置規定

合同会社しずない介護サービス

1、身体的拘束等適正化検討委員会の設置の目的

介護保険制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される利用者のQOL（生活の質）を損なう危険性があるため、利用者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的として、身体的拘束等適正化検討委員会を設置する。

尚、身体的拘束等適正化検討委員会は、運営推進会議と一体的に設置・運営し、第三者を交えた構成とする。

2、身体的拘束等適正化検討委員会の活動内容

身体的拘束等適正化検討委員会は、次の内容の活動を行う。

- ① 身体的拘束等の適正化について事業所全体で情報共有し、再発防止に努める。
- ② 規定の様式により報告された事例を集計し、分析する。
- ③ 事例の分析にあたっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果などを取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ④ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
- ⑤ 適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

3、身体的拘束等適正化検討委員会の構成

身体的拘束等適正化検討委員会の構成は、次の職にあるものや関係者で構成する。

- ・総合施設長
- ・統括管理者
- ・管理者
- ・介護長
- ・介護職員
- ・利用者家族
- ・市町村職員または地域包括支援センター職員

- ・地域住民の代表者（自治会長、民生委員児童委員、老人会代表等）
- ・その他、必要と思われる職にあるものを加えることができる。

4、身体的拘束等適正化検討委員会の議長

この身体的拘束等適正化検討委員会の議長は、総合施設長とし、議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

5、身体的拘束等適正化検討委員会の開催

身体的拘束等適正化検討委員会の開催は、定期委員会及び臨時委員会とする。

- ・定期委員会は、原則3カ月毎に開催するものとする。
- ・臨時委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。

6、身体的拘束等適正化検討委員会の庶務

身体的拘束等適正化検討委員会の庶務は、管理者が行う。

7、その他

身体的拘束等適正化検討委員会の運営に関し、この規定に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、議長が別に定める。

附則

この規定は、平成30年3月15日から施行する。